

# 災害復旧等事業（山林施設） <公共>

【令和5年度予算概算決定額 10,399（10,342）百万円】  
（令和4年度補正予算額 23,967百万円）

## <対策のポイント>

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

## <政策目標>

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

## <事業の内容>

### 1. 山林施設災害復旧事業 5,360(5,333)百万円

16,773百万円

○ 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

### 2. 山林施設災害関連事業 5,039(5,009)百万円

7,194百万円

○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

※ 上記1、2の予算額は、上段が令和5年度予算概算決定額、  
下段が令和4年度補正予算額。

## <事業の流れ>



（山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり）

※ このほか、国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

## <事業イメージ>

### 山林施設災害復旧事業

#### 治山施設の復旧



#### 林道施設の復旧



### 山林施設災害関連事業

#### 荒廃山地の復旧



【お問い合わせ先】（1）林野庁治山課（03-3501-4756）  
（2）林野庁整備課（03-6744-2304）  
（3）林野庁業務課（03-3502-8349）

# 災害復旧事業査定設計委託費等補助金（拡充）

- 近年、災害が頻発化し従来被災が少なかった地域においても局地的に災害が発生するとともに、災害対応を担う地方公共団体の技術系職員は全国的に減少。
- このため、地方公共団体の災害対応に係る負担軽減が図られるよう、査定設計書の作成に関する委託費等への補助を激甚災害や高度な技術を要する箇所以外にも拡充。

## 事業概要

災害復旧工事を促進するため、災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費等について、予算の範囲内において補助する。

【補助対象】

### <現行>

- 激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業

下記のいずれかに該当すること。

- ① 暫定法による国庫補助の増嵩を受ける事業主体
- ② 事業主体ごとの農林水産施設又は公共土木施設の災害復旧事業費の総額が3,000万円以上※となる災害復旧事業  
※公共土木施設の場合、都道府県にあっては45億円、市町村にあっては3,000万円（いずれも令和3年度の額）

- 林野庁長官が特に適当と認める災害復旧事業

・高度な技術を要する箇所

（地すべり対策工法を実施する箇所、橋梁に係る箇所、特殊工法※を実施する箇所  
※補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）、補強アンカー工法（VSL工法）、片栈道工法、トンネル工法等これに類する工法）



<拡充>（林野庁長官が特に適当と認める災害復旧事業に追加）

・過去5か年平均※の被災箇所数を超える地方公共団体の区域において実施する箇所。  
※激甚災害を除く

ただし、3以上の地方公共団体において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの）を締結している市町村の区域に限る。

→ 災害対策基本法に示される地方公共団体間の相互応援を促進

【補助率】 国 1 / 2 以内

【補助対象経費】

災害発生

初動対応

- ・ 被害状況の把握
- ・ 被害額の調査報告
- ・ 査定前着工の実施

災害査定

- ・ 調査、測量、試験又は設計
- ・ 査定設計書作成

補助対象

災害復旧工事の実施

[事業主体ごとの査定設計委託費等補助金の下限]

農林水産施設：都道府県1,200万円、市町村等120万円以上  
（林道施設は一律120万円以上）

公共土木施設：都道府県1,500万円、市町村150万円以上